

中央区観光協会特派員登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中央区観光協会（以下「観光協会」という。）が指定した中央区観光協会特派員（以下「観光協会特派員」という。）の登録に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 観光協会特派員は、自らが培った知識・経験等を活用して次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 観光協会事業の推進に役立つ、主として中央区内の様々な情報の収集
- 二 中央区商工観光団体合同事務局長（以下「事務局長」という。）が指定する事業

(定数)

第3条 観光協会特派員の定数は100名以内とし、観光協会会長が定める。

(登録)

第4条 観光協会会長は、次に掲げる要件を備えている者を観光協会特派員として登録することができる。

- 一 観光協会が実施する「観光検定」に合格した者のうち観光協会特派員を希望する者で観光協会会長が適当と認めた者
- 二 中央区の観光事業に対して理解があり、かつ、観光事業に対して熱意をもっている者

(登録の申請)

第5条 観光協会特派員の登録を受けようとする者は、別記第1号様式による観光協会特派員登録申請書を観光協会会長に提出しなければならない。

- 2 観光協会会長は、観光協会特派員を登録したときは、別記第2号様式による観光協会特派員名簿に記載し、登録申請者に別記第3号様式による登録証を発行し、観光協会特派員バッジを交付するものとする。

(登録事項変更・辞退の届出)

第6条 観光協会特派員は、登録内容に変更があったとき又は登録を辞退するときは速やかに別記第4号様式による登録事項変更・辞退届を観光協会会長に提出しなければならない。

- 2 観光協会会長は、前項に規定する届出を受理したときは、当該届出があった事項を観光協会特派員登録簿に記載、又は削除する。

(登録期間)

第7条 観光協会特派員の登録期間は1年とする。ただし、1回を限度として登録期間を更新することができる。なお、事務局長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(登録の更新)

第8条 観光協会特派員の登録の更新手続きは、第5条第1項の規定を準用する。

(登録の取消し)

第9条 観光協会会長は、観光協会特派員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 政治、宗教、営利を目的とした行為があったとき
- 二 社会的信用を失墜したとき
- 三 本人から申出をしたとき
- 四 観光協会会長が観光協会特派員としてふさわしくないと認めたとき

(服 務)

第10条 観光協会特派員は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 観光協会特派員は、第2条に定める活動を行ったときは、随時、文書又は観光協会特派員ブログで事務局長に報告する
- 二 事業遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。観光協会特派員を退いた後も、また同様とする。なお、活動に当たっては適宜、事務局長の指揮監督を受けるものとする

(活動費等)

第11条 観光協会は、第2条第1号に対する活動を行うときは、観光協会特派員に交通費等として、月額1,000円を支払うものとする。

2 観光協会特派員は、第2条第2号の事業を行うにあたり、資料作成等に要した経費を得て活動することができるものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、事務局長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。